

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成23年8月18日

「インターネットバンキング」を悪用した 新金の還付金詐欺にご注意を！

〈相談内容〉～高齢者が狙われています！！～

Aさんは、社会保険所を名乗る男性からの電話で、「医療費の還付がある。取引銀行を教えてほしい」と言われ、教えた。数日後、取引銀行から、インターネットバンキング*利用申込書が郵便で届いた。すぐに、銀行のコールセンターを名乗る詐欺業者から、「医療費の還付に必要なので、申込書を返送するように」と念を押す電話があった。(70歳代 男性)

*インターネットバンキングとは、金融機関の店舗に直接出向かなくても、インターネットを使って、振込や振替等が利用できるサービスです。

★消費者センターからのアドバイス

1. インターネットバンキング申込みをした後で、振込に必要なだからと言って暗証番号を聞き出し、逆にAさんになりすまして預金を騙し取る手口と思われます。
2. 通常、公的機関が還付を理由に電話で口座番号を聞いたり、口座開設を依頼することはありません。
3. よくわからないまま手続きをするのは危険です。不審に思ったら、金融機関で詳しい説明を受けましょう。

※ おかしいなと思ったときは、すぐに消費者(消費生活)センターにご相談ください。

※ 長崎県消費生活センターでも、似たような相談を受けています。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間]平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費生活センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

他各市町相談窓口